

健康福祉委員会 令和2年11月30日・12月1日

福祉部 資料 72 番

所管 障害福祉課

大田区立心身障害者緊急一時保護施設条例を廃止する条例について

1 対象とする条例

大田区立心身障害者緊急一時保護施設条例（平成10年条例第53号）

2 廃止理由

つばさホーム前の浦において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する短期入所及び共同生活援助を実施することに伴い、心身障害者緊急一時保護施設を廃止するため。

3 施行年月日

規則で定める日から施行する。